

契約事務における予定価格の誤りについて

都営住宅の給水衛生設備工事において、予定価格の積算に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

次の工事の予定価格の積算に誤りがあり、適正に積算した予定価格よりも過大な金額となっていました。

- ① 工事件名 都営住宅 30H-105 西（日野市新井）給水衛生設備工事
- ② 契約日 平成 31 年 2 月 26 日（工期は令和 2 年 11 月 25 日まで）
- ③ 予定価格・契約金額

| | 予定価格（税込み） | 契約金額（税込み） |
|-----------|---------------|---------------|
| 誤って積算した金額 | 211,388,400 円 | 211,140,000 円 |
| 適正に積算した金額 | 184,474,800 円 | — |
| 過大積算額 | 26,913,600 円 | — |

（10 者指名による希望制指名競争入札、予定価格は事前公表）

2 原因

- ① 工事費のうち、山留工事費^{（※1）}及び連結送水管試験費^{（※2）}については、標準単価ではなく、案件ごとに金額を算定し入力する必要がありますが、予定価格の積算システムの初期値（9,999,999 円）のまま積算していました。
- ② 連結送水管試験費については、共通費^{（※3）}の計算に用いる対象項目から除外すべきところ、誤って共通費の対象として積算していました。

※1 配管等を地中に埋設するために掘削を行う際に、側面の土が崩れないよう補強する工事に要する経費

※2 連結送水管は、火災時に水を建物内に送り消火するための消防用設備であり、その機能を確認する試験に要する経費

※3 工事において間接的に必要となる経費。通常は直接工事費等に一定の率を乗じて算出される。

3 判明の経緯

令和 2 年 10 月、当該工事の設計変更作業を行うに当たり、都の担当者が設計書の細目を精査したところ、誤りが判明しました。

4 対応

本件は、既に工事が最終工程に至っていること、入居時期が迫っていることから、工事を継続します。また、契約変更に向けて受注者との協議を開始しています。

5 再発防止等

積算の誤りの原因、経緯を精査し、再度同様の事象が生じることのないようチェックリストを見直すなど、適正な積算の徹底を図ります。

なお、西部住宅建設事務所で発注した現在実施中の全ての工事を調査したところ、本件と同様の積算の誤りはありませんでした。

（問い合わせ先）

西部住宅建設事務所 管理課

電話 042-527-3502